



様式第5号（第9条関係）

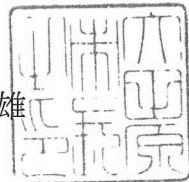
大田原市指令生第36号

住 所 那須塩原市井口198番地1  
氏 名 株式会社 真田ジャパン  
代表取締役 五月女 大造

令和4年3月4日付けで申請のあった一般廃棄物（収集運搬・処分）業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項の基準に適合するので、大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定により許可する。

令和4年3月8日

大田原市長 津久井 富雄



条件

- 1 大田原市の「一般廃棄物処理基本計画」並びに関係法令を遵守すること。
- 2 条例施行規則第16条の規定に基づき、毎月10日までに前月の一般廃棄物の業務実績を報告すること。

**NO COPY**  
**再複写無効**

許可の期限	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）
収集運搬及び処分の別	収集運搬
対象区域	大田原市内
取扱手数料	廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条第12項に基づき設定すること
環境衛生上必要な措置	車両は清潔に保ち、汚水漏れ等の防止措置を講ずること。 運搬中における落下防止措置を講ずること。